



内閣府

指名停止について

記者発表資料

～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和 元年 8月 9日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 牛丸 宏
契約管理係長 平良 義弘
TEL 098-866-0031 (内 2356, 2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊計 敬三
管理第二係 池間 秀幸
TEL 098-866-0031 (内 81321, 81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
①前田道路（株）	東京都品川区大崎1-11-3
②大成ロテック（株）	東京都新宿区西新宿8-17-1
③鹿島道路（株）	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 8F
④大林道路（株）	東京都千代田区神田猿楽町2-8-8
⑤日本道路（株）	東京都港区新橋1-6-5
⑥世紀東急工業（株）	東京都港区芝公園2-9-3
⑦（株）ガイアート	東京都新宿区新小川町8-27
⑧東亜道路工業（株）	東京都港区六本木7-3-7
⑨（株）NIPPO	東京都中央区京橋1-19-11

2. 指名停止措置期間：

①、⑤、⑥、⑧、⑨の業者

令和 元年 8月 9日～令和 元年 9月 8日（1ヵ月）

③、④、⑦の業者

令和 元年 8月 9日～令和 元年10月 8日（2ヵ月）

②の業者

令和 元年 8月 9日～令和 元年12月 8日（4ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

前田道路（株）外8社は、道路舗装工事に使用するアスファルト合材の需要者向け販売価格の引き上げ等を行い、価格カルテルを結んだとして、令和元年7月30日、公正取引委員会より独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたと認められた。前田道路（株）外6社は、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。日本道路（株）は、課徴金納付命令を受けた。（株）NIPPOは、課徴金減免制度の適用を受け課徴金納付を免除となった。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第2第5号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2 抜粋

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5 当局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内</p>